

杉並区教育ビジョン 2022 推進計画の一部修正について

杉並区教育ビジョン 2022 推進計画（令和6（2024）年度～令和8（2026）年度）について、区の「杉並区総合計画」・「杉並区実行計画」等の毎年度修正と整合を図るとともに、改定時には想定しえなかった状況の変化に対応するため、一部修正を行いましたので、以下のとおり報告します。

1 修正の概要

（1）修正事業数 12 事業

（2）修正事業

- ①基本方針1 計画事業6 特別支援教育の充実
計画事業8 教育相談体制の充実
計画事業9 不登校児童・生徒支援体制の整備
計画事業11 健康教育・食育の推進
- ②基本方針3 計画事業2 区立学校の増改築
計画事業3 区立学校の長寿命化改修及び中規模修繕
計画事業5 図書館の整備
- ③基本方針4 計画事業3 次代を見据えた研究の推進
計画事業4 区立学校における働き方改革の推進
計画事業6 特別支援教育に係る学校等への支援体制の充実
計画事業7 学校施設の有効活用の推進
計画事業11 学校徴収金の公会計化

2 修正内容

- （1）概 要 別紙1 『杉並区教育ビジョン 2022 推進計画』修正箇所 概要」のとお
- （2）詳 細 別紙2 「杉並区教育ビジョン 2022 推進計画（一部修正）」のとお

3 今後の予定

令和7年6月 公表、周知

「杉並区教育ビジョン 2022 推進計画」修正箇所 概要

- ・取組項目は現行の名称で表記
- ・＜追加＞は今回の修正により新規追加

基本方針 1 すべての子どもたちに学び続ける力を育む豊かな学びの機会を創ります

計画事業 6 特別支援教育の充実

2～3 頁 ○ 済美養護学校がセンター的機能を発揮するための仕組みづくり ＜追加＞

2～3 頁 ○ 特別支援学級の設置・充実に向けた検討 ＜追加＞

基本方針 1 すべての子どもたちに学び続ける力を育む豊かな学びの機会を創ります

計画事業 8 教育相談体制の充実

4～6 頁 ○ いじめ対策支援の推進

4～6 頁 ○ いじめ重大事態への対処 ＜追加＞

4～6 頁 ○ 来所教育相談等の充実 【実行計画】

4～6 頁 ○ 学校の教育相談の体制等整備：教育 S A T 体制の充実 【実行計画】

基本方針 1 すべての子どもたちに学び続ける力を育む豊かな学びの機会を創ります

計画事業 9 不登校児童・生徒支援体制の整備

8～9 頁 ○ さざんかステップアップ教室の運営 【実行計画】【施設マネジメント計画】

基本方針 1 すべての子どもたちに学び続ける力を育む豊かな学びの機会を創ります

計画事業 11 健康教育・食育の推進

10～11 頁 ○ 健康づくり事業の実施：親子健康教室

基本方針 3 学び合いと教え合いが広がる教育環境の整備・充実を図ります

計画事業 2 区立学校の増改築

12～14 頁 ○ 杉並第二小学校の改築 【実行計画】【施設マネジメント計画】

12～14 頁 ○ 西宮中学校の改築 【実行計画】【施設マネジメント計画】

12～14 頁 ○ 学校プールの整備のあり方

基本方針 3 学び合いと教え合いが広がる教育環境の整備・充実を図ります

計画事業 3 区立学校の長寿命化改修及び中規模修繕

16～17 頁 ○ 長寿命化改修 【実行計画】

16～17 頁 ○ 中規模修繕：東田中学校 ＜追加＞

基本方針	3	学び合いと教え合いが広がる教育環境の整備・充実を図ります	
計画事業	5	図書館の整備	
18～19 頁	○	高円寺図書館の移転・改築	【実行計画】【施設マネジメント計画】
基本方針	4	区民の学びを広げる人づくり・仕組みづくりを進めます	
計画事業	3	次代を見据えた研究の推進	
20～21 頁	○	幼保小接続期カリキュラム・プログラムの改定	<追加>
基本方針	4	区民の学びを広げる人づくり・仕組みづくりを進めます	
計画事業	4	区立学校における働き方改革の推進	
22～24 頁	○	エデュケーション・アシスタントの配置	<追加> 【実行計画】
基本方針	4	区民の学びを広げる人づくり・仕組みづくりを進めます	
計画事業	6	特別支援教育に係る学校等への支援体制の充実	
26～27 頁	○	特別支援教育に係る校内体制の充実	
基本方針	4	区民の学びを広げる人づくり・仕組みづくりを進めます	
計画事業	7	学校施設の有効活用の推進	
28～29 頁	○	学校施設における子どもの居場所づくり	【実行計画】
基本方針	4	区民の学びを広げる人づくり・仕組みづくりを進めます	
計画事業	11	学校徴収金の公会計化	
30 頁	○	学校徴収金の公会計化	【区政経営改革推進計画】

杉並区教育ビジョン 2022推進計画

令和6（2024）年度～令和8（2026）年度

一部修正

令和7（2025）年5月

杉並区教育委員会

1 計画修正の主旨

令和6年12月11日付け、教育委員会において決定された「杉並区教育ビジョン2022推進計画の修正に関する基本方針」に基づき、杉並区教育ビジョン2022推進計画（令和6（2024）年度～令和8（2026）年度）について、区の「杉並区総合計画」・「杉並区実行計画」等の毎年度修正と整合を図るとともに、改定時には想定しえなかった状況の変化に対応するため、一部を修正する。

2 計画修正の概要（修正事業数 12 事業）

- （1）基本方針1 計画事業 6 特別支援教育の充実
計画事業 8 教育相談体制の充実
計画事業 9 不登校児童・生徒支援体制の整備
計画事業 11 健康教育・食育の推進
- （2）基本方針3 計画事業 2 区立学校の増改築
計画事業 3 区立学校の長寿命化改修及び中規模修繕
計画事業 5 図書館の整備
- （3）基本方針4 計画事業 3 次代を見据えた研究の推進
計画事業 4 区立学校における働き方改革の推進
計画事業 6 特別支援教育に係る学校等への支援体制の充実
計画事業 7 学校施設の有効活用の推進
計画事業 11 学校徴収金の公会計化

基本方針	1 すべての子どもたちに学び続ける力を育む豊かな学びの機会を創ります
------	------------------------------------

現 行

6 特別支援教育の充実 (1-6)

特別な支援を必要とする子どもが増加し、その教育的ニーズも多様化していることから一人ひとりに応じた適切な教育環境の充実を図る必要があります。

そのため、早期からの支援を希望する保護者や子どもに対し、就学前後の切れ目ない相談を実施することにより、個別の教育的ニーズに応じた適切な教育につながるよう支援を行います。

また、通常の学級においても特別な支援を必要とする子どもが増加していることから、通常学級支援員※1を区の実行計画に基づき計画的な増員を図っていきます。さらに、通常学級介助員ボランティア※2を配置するとともに、学習面で困難を抱える子ども達の教育的ニーズに応じた支援のため、学習支援教員を引き続き配置していきます。

これらの取組によって、障害等により特別な支援を必要とする子どもの可能性を最大限に伸ばし、自立と社会参加に向けた学びが行えるよう、個別の教育的ニーズに応じた特別支援教育の充実を図っていきます。

取組項目	5(2023)年度末	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3 か年計
就学前後の切れ目ない相談支援の実施【実】	就学前後の切れ目ない相談支援の実施	就学前後の切れ目ない相談支援の実施	就学前後の切れ目ない相談支援の実施	就学前後の切れ目ない相談支援の実施	就学前後の切れ目ない相談支援の実施
学習支援教員の配置【実】	学習支援教員の配置 小中学校全校	学習支援教員の配置 小中学校全校	学習支援教員の配置 小中学校全校	学習支援教員の配置 小中学校全校	学習支援教員の配置 小中学校全校
通常学級支援員の配置【実】	通常学級支援員の配置 77 人	通常学級支援員の配置・拡充	通常学級支援員の配置・拡充	通常学級支援員の配置・拡充	通常学級支援員の配置・拡充
通常学級介助員ボランティアの配置【実】	通常学級介助員ボランティアの配置 延べ 4,717 日	通常学級介助員ボランティアの配置	通常学級介助員ボランティアの配置	通常学級介助員ボランティアの配置	通常学級介助員ボランティアの配置
小学校特別支援学級(固定級・知的障害)の設置【実】	小学校特別支援学級(固定級・知的障害) 改修 1 校 (累計 10 校)	小学校特別支援学級(固定級・知的障害) 開設 1 校 (累計 11 校)	-	-	小学校特別支援学級(固定級・知的障害) 開設 1 校 (累計 11 校)

※1 通常学級支援員:通常の学級において特別な支援を要する子どもたちが安心して学校生活を送るために、安全確保及び教育活動に必要な介助を行う非常勤職員

※2 通常学級介助員ボランティア:通常の学級において特別な支援を要する子どもたちが安心して学校生活を送るために、安全確保及び教育活動に必要な介助を行うボランティア

6 特別支援教育の充実 (1-6)

特別な支援を必要とする子どもが増加し、その教育的ニーズも多様化していることから一人ひとりに応じた適切な教育環境の充実を図る必要があります。

そのため、早期からの支援を希望する保護者や子どもに対し、就学前後の切れ目ない相談を実施することにより、個別の教育的ニーズに応じた適切な教育につながるよう支援を行います。

また、特別支援教育の理解推進及び区立学校の特別支援教育の専門性向上の中心的役割を担うため、区立済美養護学校に特別支援教育のセンター的機能を発揮するための仕組みを構築し、特別支援教育コーディネーターの巡回による相談・助言や理解啓発活動を進めるとともに、特別支援学級の設置・充実に向けた検討を行います。

一方で、通常の学級においても特別な支援を必要とする子どもが増加していることから、通常学級支援員^{※1}を区の実行計画に基づき計画的な増員を図っていきます。さらに、通常学級介助員ボランティア^{※2}を配置するとともに、学習面で困難を抱える子ども達の教育的ニーズに応じた支援のため、学習支援教員を引き続き配置していきます。

これらの取組によって、障害等により特別な支援を必要とする子どもの可能性を最大限に伸ばし、自立と社会参加に向けた学びが行えるよう、個別の教育的ニーズに応じた特別支援教育の充実を図っていきます。

取組項目	5(2023)年度末	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3 か年計
就学前後の切れ目ない相談支援の実施【実】	就学前後の切れ目ない相談支援の実施	就学前後の切れ目ない相談支援の実施	就学前後の切れ目ない相談支援の実施	就学前後の切れ目ない相談支援の実施	就学前後の切れ目ない相談支援の実施
学習支援教員の配置【実】	学習支援教員の配置 小中学校全校	学習支援教員の配置 小中学校全校	学習支援教員の配置 小中学校全校	学習支援教員の配置 小中学校全校	学習支援教員の配置 小中学校全校
通常学級支援員の配置【実】	通常学級支援員の配置 77 人	通常学級支援員の配置・拡充	通常学級支援員の配置・拡充	通常学級支援員の配置・拡充	通常学級支援員の配置・拡充
通常学級介助員ボランティアの配置【実】	通常学級介助員ボランティアの配置 延べ 4,717 日	通常学級介助員ボランティアの配置	通常学級介助員ボランティアの配置	通常学級介助員ボランティアの配置	通常学級介助員ボランティアの配置
小学校特別支援学級(固定級・知的障害)の設置【実】	小学校特別支援学級(固定級・知的障害) 改修 1 校 (累計 10 校)	小学校特別支援学級(固定級・知的障害) 開設 1 校 (累計 11 校)	-	-	小学校特別支援学級(固定級・知的障害) 開設 1 校 (累計 11 校)
<u>済美養護学校がセンター的機能を発揮するための仕組みづくり</u>	-	-	<u>済美養護学校がセンター的機能を発揮するための仕組みづくり</u> 検討	<u>済美養護学校がセンター的機能を発揮するための仕組みづくり</u> 検討・実施	<u>済美養護学校がセンター的機能を発揮するための仕組みづくり</u> 検討・実施
<u>特別支援学級の設置・充実に向けた検討</u>	-	-	<u>特別支援学級の設置・充実に向けた検討</u>	<u>特別支援学級の設置・充実に向けた検討</u>	<u>特別支援学級の設置・充実に向けた検討</u>

※1 通常学級支援員:通常の学級において特別な支援を要する子どもたちが安心して学校生活を送るために、安全確保及び教育活動に必要な介助を行う非常勤職員

※2 通常学級介助員ボランティア:通常の学級において特別な支援を要する子どもたちが安心して学校生活を送るために、安全確保及び教育活動に必要な介助を行うボランティア

【令和 6 年度(2024 年度)修正の理由】

令和 7(2025)年 5 月の特別支援教育推進計画の改定に伴い、済美養護学校のセンター的機能を発揮するための仕組みづくり等を新たに取り組むこととしたため修正する。

現 行

8 教育相談体制の充実 (1-8)

不登校児童生徒の増加とともに相談内容も多様化しているため、児童生徒一人ひとりの相談に適切かつ早急に対応するには、学校内外の教育相談体制を強化していく必要があります。このため、児童生徒が学校で身近に相談できるスクールカウンセラー^{※1}の配置日数を拡充し、スクールソーシャルワーカー^{※2}を拠点となる学校に配置し近隣校を巡回する方式への変更を段階的に進めることで、学校や地域の実情に応じた支援に取り組んでいきます。さらに、各学校で教育相談コーディネーターとして指名された教員が中心となって、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携しながら児童生徒が抱える問題に対応できるよう、学校への助言等による支援を行っていきます。また、いじめ重大事態が複数発生したことやいじめ認知件数の増加傾向などを踏まえ、区長部局とともにいじめ対策を総合的かつ効果的に推進するため、(仮称)杉並区いじめ防止対策推進条例の制定に向けた取組を進めるほか、教育委員会の附属機関である「いじめ問題対策委員会」の活用方法や機動的な組織体制への見直しを図るとともに、教育 SAT^{※3}と教育相談担当が連携して学校が取り組む、いじめ対策への更なる支援を行います。

取組項目	5(2023)年度末	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3 か年計
学校の教育相談の体制等整備【実】	スクールカウンセラーの配置 小中学校全校	スクールカウンセラーの配置・拡充 小中学校全校	スクールカウンセラーの配置・拡充 小中学校全校	スクールカウンセラーの配置・拡充 小中学校全校	スクールカウンセラーの配置・拡充 小中学校全校
	スクールソーシャルワーカーの派遣 小中学校全校	スクールソーシャルワーカーの学校配置・派遣	スクールソーシャルワーカーの学校配置・派遣	スクールソーシャルワーカーの学校配置・派遣	スクールソーシャルワーカーの学校配置・派遣
	教育相談コーディネーターの指名 小学校 4 校 中学校 4 校	教育相談コーディネーターの指名 小中学校全校	教育相談コーディネーターの指名 小中学校全校	教育相談コーディネーターの指名 小中学校全校	教育相談コーディネーターの指名 小中学校全校
	教育 SAT 体制の充実	教育 SAT 体制の充実	教育 SAT 体制の充実	教育 SAT 体制の充実	教育 SAT 体制の充実
いじめ対策支援の推進	いじめ問題対策委員会の見直し検討	いじめ問題対策委員会の見直し検討・実施	いじめ問題対策委員会の見直し検討・実施	いじめ問題対策委員会の見直し検討・実施	いじめ問題対策委員会の見直し検討・実施
来所教育相談等の充実【実】	済美教育センターにおける教育相談の実施	教育相談室における教育相談の実施	教育相談室における教育相談の実施	教育相談室における教育相談の実施	教育相談室における教育相談の実施

※1 スクールカウンセラー:いじめや不登校等の未然防止や解決、学校内の教育相談体制の充実のために配置している心理職の専門家

※2 スクールソーシャルワーカー:問題を抱えた子どもと家庭・地域・学校・関係機関等に対して調整・仲介役としての役割を担い、子どもを取り巻く様々な環境に働きかけ、子どもの生活改善を支援する福祉の専門家

※3 教育 SAT:指導主事、学校管理職経験者、スクールソーシャルワーカーで構成され、学校の生活指導にかかわる課題解決力を向上するため、関係部局や諸機関との連携を図りながら組織的な支援を行う仕組み

8 教育相談体制の充実 (1-8)

不登校児童生徒の増加とともに相談内容も多様化しているため、児童生徒一人ひとりの相談に適切かつ早急に対応するには、学校内外の教育相談体制を強化していく必要があります。このため、児童生徒が学校で身近に相談できるスクールカウンセラー^{*1}の配置日数を拡充し、スクールソーシャルワーカー^{*2}を拠点となる学校に配置し近隣校を巡回する方式への変更を段階的に進めることで、学校や地域の実情に応じた支援に取り組んでいきます。さらに、各学校で教育相談コーディネーターとして指名された教員が中心となって、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携しながら児童生徒が抱える問題に対応できるよう、学校への助言等による支援を行っていきます。

また、いじめ重大事態が複数発生したことやいじめ認知件数の増加傾向などを踏まえ、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進する「杉並区いじめの防止等に関する条例」を制定しました。これに伴い、条例の基本理念等に関する普及啓発を行います。加えて、いじめの未然防止のため、いじめに関する授業の充実を図るとともに、児童生徒1人1台専用タブレット端末を活用したアンケート^{*3}の実施校数を増やすほか、教員の職層に応じたいじめに関する研修を拡充し、いじめの早期発見に取り組みます。さらに、教育委員会の附属機関である「いじめ問題対策委員会」に調査部会・専門調査員を設置し、調査審議体制を強化することで、いじめ重大事態への迅速な対応を行い、児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう取り組みます。

このほか、学校の多様化・複雑化した問題に、早期に対応するために、これまで組織的な学校支援を行ってきた済美教育センター「教育SAT^{*4}」について、心理士等の職員を加え、「学校問題対応支援係(愛称: CEDAR)」として本庁組織に新たに設置し、体制を強化します。

取組項目	5(2023)年度末	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
教育相談の体制等整備【実】	スクールカウンセラーの配置 小中学校全校 スクールソーシャルワーカーの派遣 小中学校全校 教育相談コーディネーターの指名 小学校4校 中学校4校 済美教育センターにおける教育相談の実施	スクールカウンセラーの配置・拡充 小中学校全校 スクールソーシャルワーカーの学校配置・派遣 教育相談コーディネーターの指名 小中学校全校 教育相談室における教育相談の実施	スクールカウンセラーの配置・拡充 小中学校全校 スクールソーシャルワーカーの学校配置・派遣 教育相談コーディネーターの指名 小中学校全校 教育相談室における教育相談の実施	スクールカウンセラーの配置・拡充 小中学校全校 スクールソーシャルワーカーの学校配置・派遣 教育相談コーディネーターの指名 小中学校全校 教育相談室における教育相談の実施	スクールカウンセラーの配置・拡充 小中学校全校 スクールソーシャルワーカーの学校配置・派遣 教育相談コーディネーターの指名 小中学校全校 教育相談室における教育相談の実施
いじめ対策の充実【実】	二 いじめに関する授業実施 小中学校全校	杉並区いじめの防止等に関する条例 検討・制定 いじめに関する授業実施 小中学校全校	杉並区いじめの防止等に関する条例 普及啓発 いじめに関する授業実施 小中学校全校 弁護士による授業の実施 小学校4年生 中学校1年生	杉並区いじめの防止等に関する条例 普及啓発 いじめに関する授業実施 小中学校全校 弁護士による授業の実施 小学校4年生 中学校1年生	杉並区いじめの防止等に関する条例 検討・制定 普及啓発 いじめに関する授業実施 小中学校全校 弁護士による授業の実施 小学校4年生 中学校1年生

取組項目	5(2023)年度末	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3 か年計
	＝	タブレット端末を 活用した児童生 徒へのアンケート 実施	タブレット端末を 活用した児童生 徒へのアンケート 実施校数の拡大	タブレット端末を 活用した児童生 徒へのアンケート 実施校数の拡大	タブレット端末を 活用した児童生 徒へのアンケート 実施校数の拡大
	教員の職層に応じ た研修 実施	教員の職層に応じ た研修 実施	教員の職層に応じ た研修 実施・拡充	教員の職層に応じ た研修 実施・拡充	教員の職層に応じ た研修 実施・拡充
いじめ重大事態 への対処	いじめ問題対策委 員会の見直し検討	いじめ問題対策 委員会の見直し 検討・実施	いじめ問題対策 委員会の見直し 部会・専門調査 員の設置・運用	いじめ問題対策 委員会の見直し 部会・専門調査 員の運用	いじめ問題対策 委員会の見直し 検討・実施 部会・専門調査 員の設置・運用
教育SAT体制 の充実【実】	教育 SAT 体制の 充実	教育 SAT 体制の 充実	教育 SAT 体制の 充実	教育 SAT 体制の 充実	教育 SAT 体制の 充実

※1 スクールカウンセラー:いじめや不登校等の未然防止や解決、学校内の教育相談体制の充実のために配置している心理職の専門家

※2 スクールソーシャルワーカー:問題を抱えた子どもと家庭・地域・学校・関係機関等に対して調整・仲介役としての役割を担い、子どもを取り巻く様々な環境に働きかけ、子どもの生活改善を支援する福祉の専門家

※3 児童生徒1人1台専用タブレット端末を活用したアンケート:インターネット環境を活用し、教員が児童生徒の状態を多角的に把握することを目的としたアンケート。アンケート結果を可視化し、いじめや不登校等の早期発見に繋げる

※4 教育 SAT:指導主事、学校管理職経験者、スクールソーシャルワーカーで構成され、学校の生活指導にかかわる課題解決力を向上するため、関係部局や諸機関との連携を図りながら組織的な支援を行う仕組み。令和 7 年度からは、新たに心理士や警察 OB 等の職員を加え、多様化・複雑化した様々な学校問題への支援を強化する

【令和 6 年度(2024 年度)修正の理由】

「杉並区いじめの防止等に関する条例」の制定を受け、取組を追加する。

また、令和 6(2024)年度に開催した「杉並区教育委員会事務局等における不適切事案等の要因分析及び再発防止対策検討委員会」での検討結果を受け、再発防止策として教育SATの機能拡充を図ることとしたため修正する。

なお、このたびの修正にあたり、既存の教育相談の取組項目を「教育相談の体制等整備」として統合する。

現 行

9 不登校児童・生徒支援体制の整備 (1-9)

増加傾向にある不登校児童生徒一人ひとりの社会的自立を目指し、さざんかステップアップ教室※¹の運営、さざんかステップアップ教室よりも少人数の活動が適している児童生徒に対する教育相談グループ※²の実施、引きこもり傾向のある児童生徒への支援としてふれあいフレンド※³等を活用し、きめ細かな支援の充実に努めます。また、不登校児童生徒の多様な学びの場を確保するため、児童生徒 1 人 1 台タブレット端末等を活用したオンライン学習の積極的な実施や、仮想空間の試行等のICTを活用するとともに、さざんかステップアップ教室でのインターネットや動画、アプリ等を使った学習支援を行います。さらに、各区立学校で校内別室指導支援事業を実施し、不登校及び不登校傾向の児童生徒の居場所を校内につくり、学校における不登校児童生徒に対する支援を行っていきます。また、不登校児童生徒の新たな学習支援の場を確保することを目的として、学びの多様化学校(いわゆる不登校特例校)※⁴の設置について、具体的な検討を進めます。

取組項目	5(2023)年度末	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3 か年計
さざんかステップアップ教室の運営【実】	さざんかステップアップ教室の運営 小学生対象 1 所 中学生対象 2 所 小中学生対象 1 所	さざんかステップアップ教室の運営 小学生対象 1 所 中学生対象 2 所 小中学生対象 1 所	さざんかステップアップ教室の運営 小学生対象 1 所 中学生対象 2 所 小中学生対象 1 所	さざんかステップアップ教室の運営 小学生対象 1 所 中学生対象 2 所 小中学生対象 1 所	さざんかステップアップ教室の運営 小学生対象 1 所 中学生対象 2 所 小中学生対象 1 所
ICT を活用した学びの支援【実】	ICT を活用した学びの支援	ICT を活用した学びの支援	ICT を活用した学びの支援	ICT を活用した学びの支援	ICT を活用した学びの支援
教育相談グループの実施【実】	教育相談グループの実施	教育相談グループの実施	教育相談グループの実施	教育相談グループの実施	教育相談グループの実施
ふれあいフレンドの派遣【実】	ふれあいフレンドの派遣	ふれあいフレンドの派遣	ふれあいフレンドの派遣	ふれあいフレンドの派遣	ふれあいフレンドの派遣
校内別室指導支援事業の実施【実】	校内別室指導支援事業の検討	校内別室指導支援事業の実施	校内別室指導支援事業の実施	校内別室指導支援事業の実施	校内別室指導支援事業の実施
学びの多様化学校の設置検討【実】	学びの多様化学校の調査研究	学びの多様化学校の設置検討	学びの多様化学校の設置検討	学びの多様化学校の設置検討	学びの多様化学校の設置検討

※¹ さざんかステップアップ教室: 不登校の児童・生徒が、集団生活等を通して社会性を育み、社会的自立ができるよう支援することを目的とした教室

※² 教育相談グループ: 不登校の児童・生徒が小集団で心理士との創作活動等を通して安心できる人間関係をつくり、自分に合った学びの場を考えることを目的として行う教育相談

※³ ふれあいフレンド: 不登校の区内在住の小・中学生を対象に、教育学科や心理学科の学生を家庭等に派遣する事業

※⁴ 学びの多様化学校(いわゆる不登校特例校): 不登校児童生徒等を支援するための特別な教育課程を編成して教育を実施する学校

9 不登校児童・生徒支援体制の整備 (1-9)

増加傾向にある不登校児童生徒一人ひとりの社会的自立を目指し、さざんかステップアップ教室※¹の運営、さざんかステップアップ教室よりも少人数の活動が適している児童生徒に対する教育相談グループ※²の実施、引きこもり傾向のある児童生徒への支援としてふれあいフレンド※³等を活用し、きめ細かな支援の充実を図ります。また、不登校児童生徒の多様な学びの場を確保するため、児童生徒 1 人 1 台タブレット端末等を活用したオンライン学習の積極的な実施や、仮想空間の試行等のICTを活用するとともに、さざんかステップアップ教室でのインターネットや動画、アプリ等を使った学習支援を行います。さらに、各区立学校で校内別室指導支援事業を実施し、不登校及び不登校傾向の児童生徒の居場所を校内につくり、学校における不登校児童生徒に対する支援を行っていきます。また、不登校児童生徒の新たな学習支援の場を確保することを目的として、学びの多様化学校(いわゆる不登校特例校)※⁴の設置について、具体的な検討を進めます。

取組項目	5(2023)年度末	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3 か年計
さざんかステップアップ教室の運営【実】	さざんかステップアップ教室の運営 小学生対象 1 所 中学生対象 2 所 小中学生対象 1 所	さざんかステップアップ教室の運営 小学生対象 1 所 中学生対象 2 所 小中学生対象 1 所	さざんかステップアップ教室の運営・整備 運営 小学生対象 1 所 中学生対象 2 所 小中学生対象 1 所 整備 設計 0.3 か所	さざんかステップアップ教室の運営・整備 運営 小学生対象 1 所 中学生対象 2 所 小中学生対象 1 所 整備 設計 0.7 か所	さざんかステップアップ教室の運営・整備 運営 小学生対象 1 所 中学生対象 2 所 小中学生対象 1 所 整備 設計 1 か所
ICT を活用した学びの支援【実】	ICT を活用した学びの支援	ICT を活用した学びの支援	ICT を活用した学びの支援	ICT を活用した学びの支援	ICT を活用した学びの支援
教育相談グループの実施【実】	教育相談グループの実施	教育相談グループの実施	教育相談グループの実施	教育相談グループの実施	教育相談グループの実施
ふれあいフレンドの派遣【実】	ふれあいフレンドの派遣	ふれあいフレンドの派遣	ふれあいフレンドの派遣	ふれあいフレンドの派遣	ふれあいフレンドの派遣
校内別室指導支援事業の実施【実】	校内別室指導支援事業の検討	校内別室指導支援事業の実施	校内別室指導支援事業の実施	校内別室指導支援事業の実施	校内別室指導支援事業の実施
学びの多様化学校の設置検討【実】	学びの多様化学校の調査研究	学びの多様化学校の設置検討	学びの多様化学校の設置検討	学びの多様化学校の設置検討	学びの多様化学校の設置検討

- ※¹ さざんかステップアップ教室：不登校の児童・生徒が、集団生活等を通して社会性を育み、社会的自立ができるよう支援することを目的とした教室
- ※² 教育相談グループ：不登校の児童・生徒が小集団で心理士との創作活動等を通して安心できる人間関係をつくり、自分に合った学びの場を考えることを目的として行う教育相談
- ※³ ふれあいフレンド：不登校の区内在住の小・中学生を対象に、教育学科や心理学科の学生を家庭等に派遣する事業
- ※⁴ 学びの多様化学校(いわゆる不登校特例校)：不登校児童生徒等を支援するための特別な教育課程を編成して教育を実施する学校

【令和 6 年度(2024 年度)修正の理由】

天沼中学校の改築に合わせて、さざんかステップアップ教室を校内に併設することに伴い修正する。

基本方針	1 すべての子どもたちに学び続ける力を育む豊かな学びの機会を創ります
------	------------------------------------

現 行					
11 健康教育・食育の推進 (1-11) 心身の健康を子どもたちが自ら保持増進し、必要な能力や意識を育むために、子どもたちを対象に小児生活習慣病予防検診を行います。併せて、食生活や運動習慣の改善が必要と思われる子どもとその保護者に対して<u>行う検診後の指導である健康相談室及びフォロー健康相談室</u>を行います。さらに、「運動体験コーナー」を設置することにより運動習慣の改善の促進を図ります。また、<u>肥満・偏食・虚弱等の健康課題のある子どもとその保護者を対象とした健康づくりに関する親子健康教室の開催や、</u>歯肉炎予防に重点を置いた口腔保健指導を行います。 また、杉並区の学校給食は、成長期である児童・生徒の発育に必要な栄養素を確保し、バランスのとれた食事の提供を大切にしています。区内産の野菜を学校給食で使用する地元野菜デーや農家による食育出前授業の実施など、引き続き内容の充実と質の向上を図るとともに、子どもたちが食への理解を深め、健康的な食生活を営むことができる力を培います。					
取組項目	5(2023)年度末	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3 か年計
小児生活習慣病の予防	小児生活習慣病予防検診 小中学校全校 特別支援学校	小児生活習慣病予防検診 小中学校全校 特別支援学校	小児生活習慣病予防検診 小中学校全校 特別支援学校	小児生活習慣病予防検診 小中学校全校 特別支援学校	小児生活習慣病予防検診 小中学校全校 特別支援学校
	健康相談室の実施	健康相談室の実施	健康相談室の実施	健康相談室の実施	健康相談室の実施
	フォロー健康相談室の実施	フォロー健康相談室の実施	フォロー健康相談室の実施	フォロー健康相談室の実施	フォロー健康相談室の実施
健康づくり事業の実施	親子健康教室	親子健康教室	<u>親子健康教室</u>	<u>親子健康教室</u>	親子健康教室
	口腔保健指導 新方針活用	口腔保健指導	口腔保健指導	口腔保健指導	口腔保健指導
食育の推進	地元野菜デー・食育出前授業	地元野菜デー・食育出前授業	地元野菜デー・食育出前授業	地元野菜デー・食育出前授業	地元野菜デー・食育出前授業

修正後

11 健康教育・食育の推進 (1-11)

心身の健康を子どもたちが自ら保持増進し、必要な能力や意識を育むために、子どもたちを対象に小児生活習慣病予防検診を行います。併せて、検診後の事後指導として、検診結果から食生活や運動習慣の改善が必要と思われる子どもとその保護者に対して、医学、栄養、運動面から個別での助言指導を行う健康相談室及びフォロー健康相談室を行います。さらに、健康相談室の中に実践型の「運動体験コーナー」を設置することにより運動習慣の改善の促進を図ります。また、杉並区ではむし歯のある子どもは減少している一方で、歯周疾患は増加傾向が見られていることから、歯肉炎予防に重点を置いた口腔保健指導を行います。

杉並区の学校給食では、成長期である児童・生徒の発育に必要な栄養素を確保し、バランスのとれた食事の提供を大切にしています。区内産の野菜を学校給食で使用する地元野菜デーや農家による食育出前授業の実施など、引き続き内容の充実と質の向上を図るとともに、子どもたちが食への理解を深め、健康的な食生活を営むことができる力を培います。

取組項目	5(2023)年度末	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
小児生活習慣病の予防	小児生活習慣病予防検診 小中学校全校 特別支援学校	小児生活習慣病予防検診 小中学校全校 特別支援学校	小児生活習慣病予防検診 小中学校全校 特別支援学校	小児生活習慣病予防検診 小中学校全校 特別支援学校	小児生活習慣病予防検診 小中学校全校 特別支援学校
	健康相談室の実施	健康相談室の実施	健康相談室の実施	健康相談室の実施	健康相談室の実施
	フォロー健康相談室の実施	フォロー健康相談室の実施	フォロー健康相談室の実施	フォロー健康相談室の実施	フォロー健康相談室の実施
健康づくり事業の実施	親子健康教室	親子健康教室	＝	＝	親子健康教室
	口腔保健指導 新方針活用	口腔保健指導	口腔保健指導	口腔保健指導	口腔保健指導
食育の推進	地元野菜デー・食育出前授業	地元野菜デー・食育出前授業	地元野菜デー・食育出前授業	地元野菜デー・食育出前授業	地元野菜デー・食育出前授業

【令和6年度(2024年度)修正の理由】

喘息及び肥満傾向の児童の減少等による健康課題の変化、医療機関での適切な疾病管理、加えて、学校における保健教育の推進、小児生活習慣病予防検診の事後指導である健康相談室での個別指導の充実等により、親子健康教室は役割を終えたため、廃止することに伴い修正する。

併せて、健康相談室、フォロー健康相談室、口腔保健指導について、事業内容を分かりやすくするため修正する。

現 行

2 区立学校の増改築 (3-2)

学校施設の半数が築 50 年以上を経過し老朽化が顕在化している中で、「杉並区立学校施設整備計画(第 2 次改築計画)」に基づき、計画的に改築を実施することが必要です。

このため、老朽化が進んでいる学校については、子どもたちにとって安全・安心な施設環境を確保し、教育環境や将来の学級数の変化に対して柔軟に対応可能な施設整備を進めます。また、児童・生徒だけでなく「学びのプラットホーム」として、地域住民の活動の場となるよう機能を充実させるとともに、災害時の拠点としての整備も行います。また、児童数の増加に伴い、普通教室が不足している小学校については、教育環境の向上を図るため、増築工事を実施します。さらに、特別な支援を必要とする子どもが増加しており、今後も増えていくことが見込まれるため、済美養護学校の教育環境の整備を進めます。なお、現在、学校ごとに設置しているプールについては、今後の整備のあり方・方針を策定し、方針に基づく取組を進めます。

これらの取組により、子どもたちが安全で良好な教育環境の中での学びができるよう、学校の増改築を実施していきます。

また、児童・生徒だけでなく地域にとって、省エネをはじめとする環境意識の向上が図られるよう、学校施設の整備を進めます。

取組項目	5(2023)年度末	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3 か年計
富士見丘小学校の改築【実】	改築 0.4 校 環境整備工事 0.4 校	-	-	-	-
富士見丘中学校の改築【実】	改築 0.1 校 環境整備工事 0.1 校	改築 0.4 校 環境整備工事 0.4 校	改築 0.5 校 環境整備工事 0.5 校	-	改築 0.9 校 環境整備工事 0.9 校
杉並第二小学校の改築【実】	改築 0.5 校	環境整備工事 0.3 校	環境整備工事 0.7 校	二	環境整備工事 1 校
中瀬中学校の改築【実】	改築 0.3 校	改築 0.3 校	改築 0.4 校	環境整備工事 0.4 校	改築 0.7 校 環境整備工事 0.4 校
神明中学校の改築【実】	設計 0.7 校	改築 0.2 校	改築 0.1 校	改築 0.2 校	改築 0.5 校
西宮中学校の改築【実】	検討	検討	設計 0.3 校	設計 0.7 校	検討 設計 1 校
杉並第一小学校の改築【実】	検討	設計 0.2 校	設計 0.5 校	設計 0.3 校 改築 0.2 校	設計 1 校 改築 0.2 校
天沼中学校の改築【実】	検討	検討	設計 0.3 校	設計 0.7 校	検討 設計 1 校
杉並第六小学校の改築【実】	-	-	検討	設計 0.3 校	検討 設計 0.3 校
桃井第一小学校の改築【実】	-	-	検討	設計 0.3 校	検討 設計 0.3 校

取組項目	5(2023)年度末	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3 か年計
向陽中学校の改築【実】	-	-	-	検討	検討
和田小学校の改築【実】	-	-	-	検討	検討
高井戸小学校の増築【実】	増築 0.4 校	増築 0.6 校	-	-	増築 0.6 校
済美養護学校の教育環境整備【実】	設計 0.5 所	増築 0.7 所	増築 0.3 所	-	増築 1 所
学校プールの整備のあり方	-	検討・方針策定	適用	適用	検討・方針策定・適用

修正後

2 区立学校の増改築 (3-2)

学校施設の半数が築 50 年以上を経過し老朽化が顕在化している中で、「杉並区立学校施設整備計画(第 2 次改築計画)」に基づき、計画的に改築を実施することが必要です。

このため、老朽化が進んでいる学校については、子どもたちにとって安全・安心な施設環境を確保し、教育環境や将来の学級数の変化に対して柔軟に対応可能な施設整備を進めます。また、児童・生徒だけでなく「学びのプラットホーム」として、地域住民の活動の場となるよう機能を充実させるとともに、災害時の拠点としての整備も行います。また、児童数の増加に伴い、普通教室が不足している小学校については、教育環境の向上を図るため、増築工事を実施します。さらに、特別な支援を必要とする子どもが増加しており、今後も増えていくことが見込まれるため、済美養護学校の教育環境の整備を進めます。なお、現在、学校ごとに設置しているプールについては、今後の整備のあり方・方針を策定し、方針に基づく取組を進めます。

これらの取組により、子どもたちが安全で良好な教育環境の中での学びができるよう、学校の増改築を実施していきます。

また、児童・生徒だけでなく地域にとって、省エネをはじめとする環境意識の向上が図られるよう、学校施設の整備を進めます。

取組項目	5(2023)年度末	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3 か年計
富士見丘小学校の改築【実】	改築 0.4 校 環境整備工事 0.4 校	-	-	-	-
富士見丘中学校の改築【実】	改築 0.1 校 環境整備工事 0.1 校	改築 0.4 校 環境整備工事 0.4 校	改築 0.5 校 環境整備工事 0.5 校	-	改築 0.9 校 環境整備工事 0.9 校
杉並第二小学校の改築【実】	改築 0.5 校	-	環境整備工事 0.7 校	環境整備工事 0.3 校	環境整備工事 1 校
中瀬中学校の改築【実】	改築 0.3 校	改築 0.3 校	改築 0.4 校	環境整備工事 0.4 校	改築 0.7 校 環境整備工事 0.4 校
神明中学校の改築【実】	設計 0.7 校	改築 0.2 校	改築 0.1 校	改築 0.2 校	改築 0.5 校
西宮中学校の改築【実】	検討	検討	設計 0.1 校	設計 0.4 校	検討 設計 0.5 校
杉並第一小学校の改築【実】	検討	設計 0.2 校	設計 0.5 校	設計 0.3 校 改築 0.2 校	設計 1 校 改築 0.2 校
天沼中学校の改築【実】	検討	検討	設計 0.3 校	設計 0.7 校	検討 設計 1 校
杉並第六小学校の改築【実】	-	-	検討	設計 0.3 校	検討 設計 0.3 校
桃井第一小学校の改築【実】	-	-	検討	設計 0.3 校	検討 設計 0.3 校
向陽中学校の改築【実】	-	-	-	検討	検討
和田小学校の改築【実】	-	-	-	検討	検討
高井戸小学校の増築【実】	増築 0.4 校	増築 0.6 校	-	-	増築 0.6 校
済美養護学校の教育環境整備【実】	設計 0.5 所	増築 0.7 所	増築 0.3 所	-	増築 1 所
学校プールの整備のあり方	-	検討	検討・方針策定	適用	検討・方針策定・適用

【令和 6 年度(2024 年度)修正の理由】

杉並第二小学校の環境整備工事及び、西宮中学校の改築スケジュールの見直しに伴い修正する。

また、学校プールの整備のあり方について、令和7年度も引き続き検討することとしたため、修正する。

現 行

3 区立学校の長寿命化改修及び中規模修繕 (3-3)

「杉並区立学校施設整備計画(第2次改築計画)」に基づき、構造躯体が健全な建物の改築時期を築80年程度に延ばすとともに、施設の基本性能回復のための中規模修繕(築20年目・60年目)や、基本性能回復に加えて多様な教育への対応やバリアフリーなどの機能向上を図るための改修を盛り込んだ長寿命化改修(築40年目)を定期的実施することが必要です。

このため、築40年を迎えた久我山小学校、杉並第十小学校について、学校の夏季休業期間等を利用して、概ね3か年かけて長寿命化改修を実施します。また、堀之内小学校、高井戸中学校、井荻中学校、桃井第三小学校、泉南中学校、松ノ木中学校、大宮中学校について、中規模修繕を実施することにより、改築時期の分散化による財政負担の平準化を図ります。

これらの取組により、子どもたちに安全・安心で、快適に過ごせる学習・生活空間を提供していきます。

また、児童・生徒だけでなく地域にとって、省エネをはじめとする環境意識の向上が図られるよう、学校施設の整備を進めます。

取組項目	5(2023)年度末	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
長寿命化改修【実】	久我山小学校 改修0.6校	久我山小学校 改修0.3校	久我山小学校 改修0.1校	-	久我山小学校 改修0.4校
	-	杉並第十小学校 設計	杉並第十小学校 改修0.3校	杉並第十小学校 改修0.3校	杉並第十小学校 設計・改修0.6校
中規模修繕	堀之内小学校 改修	堀之内小学校 改修	堀之内小学校 改修	-	堀之内小学校 改修
	高井戸中学校 改修	高井戸中学校 改修	高井戸中学校 改修	-	高井戸中学校 改修
	井荻中学校 改修	井荻中学校 改修	井荻中学校 改修	井荻中学校 改修	井荻中学校 改修
	-	桃井第三小学校 改修	桃井第三小学校 改修	桃井第三小学校 改修	桃井第三小学校 改修
	-	泉南中学校 改修	泉南中学校 改修	泉南中学校 改修	泉南中学校 改修
	-	松ノ木中学校 設計	松ノ木中学校 改修	松ノ木中学校 改修	松ノ木中学校 設計・改修
	-	大宮中学校 設計	大宮中学校 改修	大宮中学校 改修	大宮中学校 設計・改修

修正後

3 区立学校の長寿命化改修及び中規模修繕 (3-3)

「杉並区立学校施設整備計画(第2次改築計画)」に基づき、構造躯体が健全な建物の改築時期を築80年程度に延ばすとともに、施設の基本性能回復のための中規模修繕(築20年目・60年目)や、基本性能回復に加えて多様な教育への対応やバリアフリーなどの機能向上を図るための改修を盛り込んだ長寿命化改修(築40年目)を定期的に実施することが必要です。

このため、築40年を迎えた久我山小学校、杉並第十小学校について、学校の夏季休業期間等を利用して、概ね3か年かけて長寿命化改修を実施します。また、堀之内小学校、高井戸中学校、井荻中学校、桃井第三小学校、泉南中学校、松ノ木中学校、大宮中学校、東田中学校について、中規模修繕を実施することにより、改築時期の分散化による財政負担の平準化を図ります。

これらの取組により、子どもたちに安全・安心で、快適に過ごせる学習・生活空間を提供していきます。

また、児童・生徒だけでなく地域にとって、省エネをはじめとする環境意識の向上が図られるよう、学校施設の整備を進めます。

取組項目	5(2023)年度末	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
長寿命化改修【実】	久我山小学校 改修0.6校	久我山小学校 改修0.3校	久我山小学校 改修0.1校	-	久我山小学校 改修0.4校
	-	杉並第十小学校 設計	杉並第十小学校 改修0.2校	杉並第十小学校 改修0.2校	杉並第十小学校 設計・改修0.4校
中規模修繕	堀之内小学校 改修	堀之内小学校 改修	堀之内小学校 改修	-	堀之内小学校 改修
	高井戸中学校 改修	高井戸中学校 改修	高井戸中学校 改修	-	高井戸中学校 改修
	井荻中学校 改修	井荻中学校 改修	井荻中学校 改修	井荻中学校 改修	井荻中学校 改修
	-	桃井第三小学校 改修	桃井第三小学校 改修	桃井第三小学校 改修	桃井第三小学校 改修
	-	泉南中学校 改修	泉南中学校 改修	泉南中学校 改修	泉南中学校 改修
	-	松ノ木中学校 設計	松ノ木中学校 改修	松ノ木中学校 改修	松ノ木中学校 設計・改修
	-	大宮中学校 設計	大宮中学校 改修	大宮中学校 改修	大宮中学校 設計・改修
	-	-	東田中学校 設計	東田中学校 改修	東田中学校 設計・改修

【令和6年度(2024年度)修正の理由】

杉並第十小学校の長寿命化改修スケジュールの見直し及び、杉並区立学校施設整備計画で令和13(2031)年度までに実施するとしていた東田中学校の中規模修繕を令和7(2025)年度から実施することに伴い修正する。

現 行

5 図書館の整備 (3-5)

図書館を区民の交流や学びの場として幅広く活用できるようにするため、老朽化している図書館の整備やICTの活用により、利便性の向上を図っていきます。高円寺図書館については、移転・改築し、多世代が利用できる(仮称)コミュニティふらっと高円寺南との複合施設として整備します。また、高円寺地域の新たな図書館整備に向け、検討していきます。

図書館サービスの充実を図るため、ICタグシステムを活用し、自動貸出機等の設置による貸出のセルフサービス化等を行い、より便利で快適なサービスを提供するとともに、蔵書点検にかかる時間の短縮等、効率的な蔵書管理を進めていきます。また、図書館閲覧席への座席予約システムの導入を進めることや図書館ホームページの画面デザインを一新し、スマートフォンにも対応する等の新機能を追加することで、より便利で快適に利用できる図書館サービスを提供していきます。

取組項目	5(2023)年度末	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3 か年計
高円寺図書館の移転・改築【実】	高円寺図書館 改築 0.7 館	高円寺図書館 改築 0.3 館 開館	二	-	高円寺図書館 改築 0.3 館 開館
高円寺地域の新たな図書館整備に向けた検討【実】	高円寺地域の新たな図書館 検討	高円寺地域の新たな図書館 検討	高円寺地域の新たな図書館 検討	高円寺地域の新たな図書館 検討	高円寺地域の新たな図書館 検討
ICタグシステムを活用した図書館サービスの充実【実】	ICタグシステムの導入 自動貸出機 1 館	ICタグシステムの導入 自動貸出機 12 館 (累計 13 館) 予約棚 2 館 (累計 2 館)	ICタグシステムの導入 自動貸出機 - (累計 13 館) 予約棚 1 館 (累計 3 館)	ICタグシステムの導入 自動貸出機 - (累計 13 館) 予約棚 - (累計 3 館)	ICタグシステムの導入 自動貸出機 12 館 (累計 13 館) 予約棚 3 館 (累計 3 館)
図書館ホームページ更新【実】	図書館ホームページ 更新検討	図書館ホームページ 検討・更新	図書館ホームページ 運用	図書館ホームページ 運用	図書館ホームページ 検討・更新・運用
座席予約システムの導入【実】	座席予約システム 導入検討	座席予約システム 検討・運用開始	座席予約システム 運用	座席予約システム 運用	座席予約システム 検討・運用開始・運用

修正後

5 図書館の整備 (3-5)

図書館を区民の交流や学びの場として幅広く活用できるようにするため、老朽化している図書館の整備やICTの活用により、利便性の向上を図っていきます。高円寺図書館については、移転・改築し、多世代が利用できるコミュニティふらっと高円寺南との複合施設として整備します。また、高円寺地域の新たな図書館整備に向け、検討していきます。

図書館サービスの充実を図るため、ICTタグシステムを活用し、自動貸出機等の設置による貸出のセルフサービス化等を行い、より便利で快適なサービスを提供するとともに、蔵書点検にかかる時間の短縮等、効率的な蔵書管理を進めていきます。また、図書館閲覧席への座席予約システムの導入を進めることや図書館ホームページの画面デザインを一新し、スマートフォンにも対応する等の新機能を追加することで、より便利で快適に利用できる図書館サービスを提供していきます。

取組項目	5(2023)年度末	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3 か年計
高円寺図書館の移転・改築【実】	高円寺図書館 改築 0.7 館	高円寺図書館 改築 0.3 館	高円寺図書館 開館	-	高円寺図書館 改築 0.3 館 開館
高円寺地域の新たな図書館整備に向けた検討【実】	高円寺地域の新たな図書館 検討	高円寺地域の新たな図書館 検討	高円寺地域の新たな図書館 検討	高円寺地域の新たな図書館 検討	高円寺地域の新たな図書館 検討
ICTタグシステムを活用した図書館サービスの充実【実】	ICTタグシステムの導入 自動貸出機 1 館	ICTタグシステムの導入 自動貸出機 12 館 (累計 13 館) 予約棚 2 館 (累計 2 館)	ICTタグシステムの導入 自動貸出機 - (累計 13 館) 予約棚 1 館 (累計 3 館)	ICTタグシステムの導入 自動貸出機 - (累計 13 館) 予約棚 - (累計 3 館)	ICTタグシステムの導入 自動貸出機 12 館 (累計 13 館) 予約棚 3 館 (累計 3 館)
図書館ホームページ更新【実】	図書館ホームページ 更新検討	図書館ホームページ 検討・更新	図書館ホームページ 運用	図書館ホームページ 運用	図書館ホームページ 検討・更新・運用
座席予約システムの導入【実】	座席予約システム 導入検討	座席予約システム 検討・運用開始	座席予約システム 運用	座席予約システム 運用	座席予約システム 検討・運用開始・運用

【令和 6 年度(2024 年度)修正の理由】

スケジュールの見直しにより、高円寺図書館の開館時期を令和 7(2025)年 3 月から 4 月に変更すること及び、施設の正式名称が決定したことに伴い修正する。

現 行

3 次代を見据えた研究の推進（4-3）

誰一人取り残されることのない社会の実現など、望ましい社会を自分たちで生み出すことのできる教育を追求するとともに、日常から生じる課題や、グローバル化・超スマート社会（Society5.0）の進展などに伴って生じる教育に対する要請に的確に応えていくためには、子供園や学校、教育委員会が一体となり、主体的、協働的に研究を進めることが必要です。

このことから、子供園における幼児教育の実践を基にした研究や、幼保小が連携し、小学校入学後の接続期の教育をより一層充実させるための研究を、学識経験者及び就学前教育支援センターの専門職を交えて実施します。また、児童・生徒が多様な他者と協働し、主体的に課題を解決しようとする探究的な学びの推進とともに、その支えとなる 1 人 1 台専用タブレット端末を活用した、教育 DX^{※1} の推進を教育課題として指定し、学校や教員グループによる研究を推進します。さらに、学校図書館の活用に意欲的に取り組む学校を実践校として位置付け、校内で学校図書館運営のための組織づくりを行い、全学年で学校図書館活用に取り組むとともに、インターネット情報サイトを活用し、紙資料とデジタル資料を効果的に融合する授業の在り方について研究を行います。

これらの取組により、次代を見据えた研究を推進していきます。

取組項目	5(2023)年度末	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3 か年計
就学前教育の調査・研究の実施【実】	教育課題研究の実施 子供園 2 園	教育課題研究の実施 子供園 2 園	教育課題研究の実施 子供園 2 園	教育課題研究の実施 子供園 2 園	教育課題研究の実施 子供園延べ 6 園
	成田西子供園協働研究の実施	成田西子供園協働研究の実施	成田西子供園協働研究の実施	成田西子供園協働研究の実施	成田西子供園協働研究の実施
幼保小連携の充実に向けた研究の実施【実】	幼保小連携の充実に向けた研究の実施 1 校	幼保小連携の充実に向けた研究の実施 1 校	幼保小連携の推進 小学校全校	幼保小連携の推進 小学校全校	幼保小連携の充実に向けた研究の実施 1 校 幼保小連携の推進 小学校全校
教育課題研究の実施【実】	教育課題研究の実施 6 課題	教育課題研究の実施 6 課題	教育課題研究の実施 6 課題	教育課題研究の実施 6 課題	教育課題研究の実施 18 課題
学校図書館活用実践校の推進	学校図書館活用実践校の推進 実施	学校図書館活用実践校の推進 実施	学校図書館活用実践校の推進 実施	学校図書館活用実践校の推進 実施	学校図書館活用実践校の推進 実施

※1 教育 DX: デジタル技術を活用し、これまでの学習方法や教員の指導方法、校務の在り方を革新することで、多様な子どもたちを誰一人 取り残すことのない学びを実現する次代に対応した教育を確立すること

修正後

3 次代を見据えた研究の推進 (4-3)

誰一人取り残されることのない社会の実現など、望ましい社会を自分たちで生み出すことのできる教育を追求するとともに、日常から生じる課題や、グローバル化・超スマート社会(Society5.0)の進展などに伴って生じる教育に対する要請に的確に応えていくためには、子供園や学校、教育委員会が一体となり、主体的、協働的に研究を進める必要があります。

このことから、子供園における幼児教育の実践を基にした研究に加え、「杉並区幼保小接続期カリキュラム・プログラム」の改定を行い、就学前教育施設から小学校への生活や学びが、より一層円滑に接続できるよう取り組みます。

また、児童・生徒が多様な他者と協働し、主体的に課題を解決しようとする探究的な学びの推進とともに、その支えとなる1人1台専用タブレット端末を活用した、教育DX※1の推進を教育課題として指定し、学校や教員グループによる研究を推進します。さらに、学校図書館の活用に意欲的に取り組む学校を実践校として位置付け、校内で学校図書館運営のための組織づくりを行い、全学年で学校図書館活用に取り組むとともに、インターネット情報サイトを活用し、紙資料とデジタル資料を効果的に融合する授業の在り方について研究を行います。

これらの取組により、次代を見据えた研究を推進していきます。

取組項目	5(2023)年度末	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
就学前教育の調査・研究の実施【実】	教育課題研究の実施 子供園2園	教育課題研究の実施 子供園2園	教育課題研究の実施 子供園2園	教育課題研究の実施 子供園2園	教育課題研究の実施 子供園延べ6園
	成田西子供園協働研究の実施	成田西子供園協働研究の実施	成田西子供園協働研究の実施	成田西子供園協働研究の実施	成田西子供園協働研究の実施
幼保小連携の充実に向けた研究の実施【実】	幼保小連携の充実に向けた研究の実施 1校	幼保小連携の充実に向けた研究の実施 1校	幼保小連携の推進 小学校全校	幼保小連携の推進 小学校全校	幼保小連携の充実に向けた研究の実施 1校 幼保小連携の推進 小学校全校
<u>幼保小接続期カリキュラム・プログラムの改定</u>	＝	＝	<u>幼保小接続期カリキュラム・プログラムの改定</u> 検討	<u>幼保小接続期カリキュラム・プログラムの改定</u> 検討・運用	<u>幼保小接続期カリキュラム・プログラムの改定</u> 検討・運用
教育課題研究の実施【実】	教育課題研究の実施 6課題	教育課題研究の実施 6課題	教育課題研究の実施 6課題	教育課題研究の実施 6課題	教育課題研究の実施 18課題
学校図書館活用実践校の推進	学校図書館活用実践校の推進 実施	学校図書館活用実践校の推進 実施	学校図書館活用実践校の推進 実施	学校図書館活用実践校の推進 実施	学校図書館活用実践校の推進 実施

※1 教育DX: デジタル技術を活用し、これまでの学習方法や教員の指導方法、校務の在り方を革新することで、多様な子どもたちを誰一人取り残すことのない学びを実現する次代に対応した教育を確立すること

【令和6年度(2024年度)修正の理由】

「杉並区幼保小接続期カリキュラム・プログラム」について、これまで5歳児10月から小学校1年生7月までの「接続期」であった対象を5歳児4月から小学校1年生3月までの「架け橋期」に広げたうえで改定することとしたため、修正する。

現 行

4 区立学校における働き方改革の推進 (4-4)

教員の業務負担の増大や長時間労働が大きな課題となっており、教員が心身の健康を保持しながら本来の業務である学習指導や生活指導等に集中できる環境を整える必要があります。

そのため、平成 30(2018)年度から進めている業務改善や意識改革の取組を継続しつつ、副校長校務支援員^{※1}やスクール・サポート・スタッフ^{※2}の配置に加え、情報通信技術(ICT)支援員^{※3}の配置拡大や区費教員^{※4}を活用した小学校における教科担任制の実施により、教員の負担軽減を図ります。また、校務支援システム^{※5}を適切に運用するとともに、新たに都費教職員・区費教職員向けの庶務事務システム^{※6}の導入準備を着実に進め、デジタル化による学校業務の効率化に向けた取組を進めます。加えて、勤務時間外の業務削減を図るための学校代表電話の音声自動応答メッセージを引き続き適切に運用するとともに、教員の休暇取得を促進し、心身の健康の増進を図るため夏期休業期間中に教員が勤務しない「学校閉庁日」を引き続き実施し、教員の負担軽減を図ります。

これらの取組により、区立学校における働き方改革を総合的に推進し、質の高い教育の持続発展につなげていきます。

取組項目	5(2023)年度末	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3 か年計
区費教員の効果的な配置・活用【実】	小学校における教科担任制の実施 10 校	小学校における教科担任制の実施 10 校 (累計 20 校)	小学校における教科担任制の実施 10 校 (累計 30 校)	小学校における教科担任制の実施 10 校 (累計 40 校)	小学校における教科担任制の実施 30 校 (累計 40 校)
	特別支援教育等の充実 実施	特別支援教育等の充実 実施	特別支援教育等の充実 実施	特別支援教育等の充実 実施	特別支援教育等の充実 実施
情報通信技術(ICT)支援員の配置【実】	配置 小中学校全校 特別支援学校	配置・拡充 小中学校全校 特別支援学校	配置・拡充 小中学校全校 特別支援学校	配置・拡充 小中学校全校 特別支援学校	配置・拡充 小中学校全校 特別支援学校
副校長校務支援員の配置【実】	副校長校務支援員の配置 16 校	副校長校務支援員の配置 《16 校》	副校長校務支援員の配置 《16 校》	副校長校務支援員の配置 《16 校》	副校長校務支援員の配置 《16 校》
スクール・サポート・スタッフの配置【実】	配置 小中学校全校 特別支援学校	配置 小中学校全校 特別支援学校	配置 小中学校全校 特別支援学校	配置 小中学校全校 特別支援学校	配置 小中学校全校 特別支援学校
学校における業務のデジタル化の推進【実】	学校庶務事務システム導入検討	学校庶務事務システム(都費教職員向け) 導入準備	学校庶務事務システム(都費教職員向け) 導入・運用 小中学校全校 特別支援学校	学校庶務事務システム(都費教職員向け) 運用 小中学校全校 特別支援学校	学校庶務事務システム(都費教職員向け) 導入準備・ 導入・運用 小中学校全校 特別支援学校
校務支援システムの運用	校務支援システムの運用 小中学校全校 特別支援学校	校務支援システムの運用 小中学校全校 特別支援学校	校務支援システムの運用 小中学校全校 特別支援学校	校務支援システムの運用 小中学校全校 特別支援学校	校務支援システムの運用 小中学校全校 特別支援学校

取組項目	5(2023)年度末	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3 か年計
学校代表電話の音声自動応答メッセージの運用	小中学校全校特別支援学校	小中学校全校特別支援学校	小中学校全校特別支援学校	小中学校全校特別支援学校	小中学校全校特別支援学校
	運用時間等の検討	運用時間等の検討	運用時間等の検討	運用時間等の検討	運用時間等の検討
学校閉庁日の実施	学校閉庁日の実施 小中学校全校特別支援学校	学校閉庁日の実施 小中学校全校特別支援学校	学校閉庁日の実施 小中学校全校特別支援学校	学校閉庁日の実施 小中学校全校特別支援学校	学校閉庁日の実施 小中学校全校特別支援学校
※1 副校長校務支援員:区立学校の副校長の業務(職員の出退勤状況の確認や休暇・出張の処理等)の補助を行う会計年度任用職員。なお、会計年度任用職員とは、地方公務員法の規定に基づき任用される非常勤職員のこと ※2 スクール・サポート・スタッフ:区立学校の教員の事務負担を軽減するため、主に学習プリントや家庭への配布文書等の印刷・配布準備等の事務作業等を行う会計年度任用職員(学校教育法施行規則における「教員業務支援員」としての位置付け) ※3 情報通信技術(ICT)支援員:区立学校の教員のICT活用能力を高め、充実した学習活動を支援するため、区が委託した支援員が各学校を定期的に巡回し、ICT機器の整備、ICTを活用した授業の補助等を行う ※4 区費教員:区が独自に採用し、給与の負担をする教員(東京都内の公立学校に配置される教員は、東京都が採用及び給与負担を行うことが原則) ※5 校務支援システム:子どもたちの学籍・成績・保健管理、各種帳票の出力、校務管理及び校内や学校間でのグループウェアとして利用している統合型システム ※6 庶務事務システム:出退勤の記録や休暇・出張・超過勤務などの処理を電子的に行うもの					

修正後

4 区立学校における働き方改革の推進 (4-4)

教員の業務負担の増大や長時間労働が大きな課題となっており、教員が心身の健康を保持しながら本来の業務である学習指導や生活指導等に集中できる環境を整えることが必要です。

そのため、平成 30(2018)年度から進めている業務改善や意識改革の取組を継続しつつ、副校長校務支援員^{※1}やスクール・サポート・スタッフ^{※2}の配置に加え、情報通信技術(ICT)支援員^{※3}の配置拡大や区費教員^{※4}を活用した小学校における教科担任制の実施、エデュケーション・アシスタント^{※5}の小学校への配置により、教員の負担軽減を図ります。また、校務支援システム^{※6}を適切に運用するとともに、新たに都費教職員・区費教職員向けの庶務事務システム^{※7}の導入準備を着実に進め、デジタル化による学校業務の効率化に向けた取組を進めます。加えて、勤務時間外の業務削減を図るための学校代表電話の音声自動応答メッセージを引き続き適切に運用するとともに、教員の休暇取得を促進し、心身の健康の増進を図るため夏期休業期間中に教員が勤務しない「学校閉庁日」を引き続き実施し、教員の負担軽減を図ります。

これらの取組により、区立学校における働き方改革を総合的に推進し、質の高い教育の持続発展につなげていきます。

取組項目	5(2023)年度末	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3 か年計
区費教員の効果的な配置・活用【実】	小学校における教科担任制の実施 10 校	小学校における教科担任制の実施 10 校 (累計 20 校)	小学校における教科担任制の実施 10 校 (累計 30 校)	小学校における教科担任制の実施 10 校 (累計 40 校)	小学校における教科担任制の実施 30 校 (累計 40 校)
	特別支援教育等の充実 実施	特別支援教育等の充実 実施	特別支援教育等の充実 実施	特別支援教育等の充実 実施	特別支援教育等の充実 実施

取組項目	5(2023)年度末	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3 か年計
情報通信技術(ICT)支援員の配置【実】	配置 小中学校全校 特別支援学校	配置・拡充 小中学校全校 特別支援学校	配置・拡充 小中学校全校 特別支援学校	配置・拡充 小中学校全校 特別支援学校	配置・拡充 小中学校全校 特別支援学校
副校長校務支援員の配置【実】	副校長校務支援員の配置 16 校	副校長校務支援員の配置 《16 校》	副校長校務支援員の配置 《16 校》	副校長校務支援員の配置 《16 校》	副校長校務支援員の配置 《16 校》
スクール・サポート・スタッフの配置【実】	スクール・サポート・スタッフの配置 小中学校全校 特別支援学校	スクール・サポート・スタッフの配置 小中学校全校 特別支援学校	スクール・サポート・スタッフの配置 小中学校全校 特別支援学校	スクール・サポート・スタッフの配置 小中学校全校 特別支援学校	スクール・サポート・スタッフの配置 小中学校全校 特別支援学校
エデュケーション・アシスタントの配置【実】	＝	＝	エデュケーション・アシスタントの配置 小学校全校	エデュケーション・アシスタントの配置 小学校全校	エデュケーション・アシスタントの配置 小学校全校
学校における業務のデジタル化の推進【実】	学校庶務事務システム導入検討	学校庶務事務システム(都費教職員向け) 導入準備	学校庶務事務システム(都費教職員向け) 導入・運用 小中学校全校 特別支援学校	学校庶務事務システム(都費教職員向け) 運用 小中学校全校 特別支援学校	学校庶務事務システム(都費教職員向け) 導入準備・ 導入・運用 小中学校全校 特別支援学校
校務支援システムの運用	校務支援システムの運用 小中学校全校 特別支援学校	校務支援システムの運用 小中学校全校 特別支援学校	校務支援システムの運用 小中学校全校 特別支援学校	校務支援システムの運用 小中学校全校 特別支援学校	校務支援システムの運用 小中学校全校 特別支援学校
学校代表電話の音声自動応答メッセージの運用	小中学校全校 特別支援学校 運用時間等の検討	小中学校全校 特別支援学校 運用時間等の検討	小中学校全校 特別支援学校 運用時間等の検討	小中学校全校 特別支援学校 運用時間等の検討	小中学校全校 特別支援学校 運用時間等の検討
学校閉庁日の実施	学校閉庁日の実施 小中学校全校 特別支援学校	学校閉庁日の実施 小中学校全校 特別支援学校	学校閉庁日の実施 小中学校全校 特別支援学校	学校閉庁日の実施 小中学校全校 特別支援学校	学校閉庁日の実施 小中学校全校 特別支援学校

※1 副校長校務支援員:区立学校の副校長の業務(職員の出退勤状況の確認や休暇・出張の処理等)の補助を行う会計年度任用職員。なお、会計年度任用職員とは、地方公務員法の規定に基づき任用される非常勤職員のこと

※2 スクール・サポート・スタッフ:区立学校の教員の事務負担を軽減するため、主に学習プリントや家庭への配布文書等の印刷・配布準備等の事務作業等を行う会計年度任用職員(学校教育法施行規則における「教員業務支援員」としての位置付け)

※3 情報通信技術(ICT)支援員:区立学校の教員の ICT 活用能力を高め、充実した学習活動を支援するため、区が委託した支援員が各学校を定期的に巡回し、ICT 機器の整備、ICT を活用した授業の補助等を行う

※4 区費教員:区が独自に採用し、給与の負担をする教員(東京都内の公立学校に配置される教員は、東京都が採用及び給与負担を行うことが原則)

※5 エデュケーション・アシスタント:区立小学校での授業の質の向上、教員の負担軽減等を図るために第1 学年から第3 学年のいずれかの学年の学級担任を補佐し、副担任相当の業務を行う会計年度任用職員

※6 校務支援システム:子どもたちの学籍・成績・保健管理、各種帳票の出力、校務管理及び校内や学校間でのグループウェアとして利用している統合型システム

※7 庶務事務システム:出退勤の記録や休暇・出張・超過勤務などの処理を電子的に行うもの

【令和6年度(2024年度)修正の理由】

区立小学校での授業の質の向上、教員の負担軽減等を図るため、エデュケーション・アシスタントを新たに配置することとしたため修正する。

現 行

6 特別支援教育に係る学校等への支援体制の充実 (4-6)

特別な支援を必要とする子どもに適した学びを支援するためには、就学前教育施設や学校において、一人ひとりの特性等に応じた組織的・継続的な支援体制の充実と、地域における支援体制の構築が必要です。

このため、就学前教育施設の保育者を対象とした教育支援相談の実施により、配慮を必要とする幼児の学びや発達に係る支援の一層の充実を図ります。また、特別支援教育に係る校内体制の充実については、令和6(2024)年度から「個別の学び支援システム」を小学校全校に導入し、教員の特別支援教育に対する専門性の向上を図るとともに、システムの活用により業務の負担軽減を進めながら、特別支援教育の普及・啓発を推進します。

さらに、学校と地域の包括的な支援体制の構築については、学校運営協議会等と連携し、研修等の機会を通じて特別支援教育に対する理解啓発を進めていきます。

取組項目	5(2023)年度末	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3 か年計
就学前教育施設を対象とする教育支援相談の実施【実】	就学前教育施設を対象とする教育支援相談の実施	就学前教育施設を対象とする教育支援相談の実施	就学前教育施設を対象とする教育支援相談の実施	就学前教育施設を対象とする教育支援相談の実施	就学前教育施設を対象とする教育支援相談の実施
特別支援教育に係る校内体制の充実	個別の学び支援システムの導入 6 拠点 24 校	個別の学び支援システムの導入 小学校全校導入	個別の学び支援システムの導入 小学校全校導入	個別の学び支援システムの導入 小学校全校導入	個別の学び支援システムの導入 小学校全校導入
	特別支援教育コーディネーター※1の専門性の向上実施	特別支援教育コーディネーターの専門性の向上実施	特別支援教育コーディネーターの専門性の向上実施	特別支援教育コーディネーターの専門性の向上実施	特別支援教育コーディネーターの専門性の向上実施
学校と地域の包括的な支援体制の構築	学校運営協議会と大学等との提携検討	学校運営協議会と大学等との提携検討	学校運営協議会と大学等との提携検討	学校運営協議会と大学等との提携検討	学校運営協議会と大学等との提携検討

※1 特別支援教育コーディネーター：学校内の関係者や福祉・医療等の関係機関との連絡調整及び保護者に対する学校の窓口として、校内における特別支援教育に関するコーディネーター的な役割を担う教員

修正後

6 特別支援教育に係る学校等への支援体制の充実 (4-6)

特別な支援を必要とする子どもに適した学びを支援するためには、就学前教育施設や学校において、一人ひとりの特性等に応じた組織的・継続的な支援体制の充実と、地域における支援体制の構築が必要です。

このため、就学前教育施設の保育者を対象とした教育支援相談の実施により、配慮を必要とする幼児の学びや発達に係る支援の一層の充実を図ります。また、特別支援教育に係る校内体制の充実については、令和6(2024)年度までに小学校全校に導入した「個別の学び支援システム」の活用により、個別指導計画^{※1}の内容を充実させ、多様な教育的ニーズに応じた指導・支援を行います。併せて、校種間の切れ目のない支援を実現するため、中学校への導入を検討します。

さらに、学校と地域の包括的な支援体制の構築については、学校運営協議会等と連携し、研修等の機会を通じて特別支援教育に対する理解啓発を進めていきます。

取組項目	5(2023)年度末	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
就学前教育施設を対象とする教育支援相談の実施【実】	就学前教育施設を対象とする教育支援相談の実施	就学前教育施設を対象とする教育支援相談の実施	就学前教育施設を対象とする教育支援相談の実施	就学前教育施設を対象とする教育支援相談の実施	就学前教育施設を対象とする教育支援相談の実施
特別支援教育に係る校内体制の充実	個別の学び支援システム 6拠点 24校導入	個別の学び支援システム 小学校全校導入 小学校活用推進	個別の学び支援システム 小学校活用推進 中学校導入検討	個別の学び支援システム 小学校活用推進 中学校導入検討	個別の学び支援システム 小学校全校導入 小学校活用推進 中学校導入検討
	特別支援教育コーディネーター ^{※2} の専門性の向上実施	特別支援教育コーディネーターの専門性の向上実施	特別支援教育コーディネーターの専門性の向上実施	特別支援教育コーディネーターの専門性の向上実施	特別支援教育コーディネーターの専門性の向上実施
学校と地域の包括的な支援体制の構築	学校運営協議会と大学等との提携検討	学校運営協議会と大学等との提携検討	学校運営協議会と大学等との提携検討	学校運営協議会と大学等との提携検討	学校運営協議会と大学等との提携検討

※1 個別指導計画：一人ひとりの課題に合わせた指導内容を組み立てるために作成する計画

※2 特別支援教育コーディネーター：学校内の関係者や福祉・医療等の関係機関との連絡調整及び保護者に対する学校の窓口として、校内における特別支援教育に関するコーディネーター的な役割を担う教員

【令和6年度(2024年度)修正の理由】

個別の学び支援システムについて小学校全校への導入が完了し、今後は当該システムの活用推進と中学校への導入について検討することとしたため修正する。

現 行

7 学校施設の有効活用の推進（4-7）

区民が、生涯にわたり自分らしく、豊かに生きるためには、多様な交流・体験・学習活動やコミュニティ活動に触れる機会が大切です。そのために、身近な地域の公共財の一つである学校施設を、児童・生徒だけでなく、多くの地域住民の活動の場として活用していく必要があります。

このことから、学校施設の利用調整に公共施設予約システム「さざんかねっと」を導入し、学校を地域スポーツや文化活動の振興等に資する施設として有効活用を進めます。

また、全ての子どもにとって安全で安心して過ごせる多くの居場所が必要とされる中で、放課後の学校は子どもの居場所の一つとして重要な役割を果たすと考えられます。多様な学びのニーズに応えられる機能を備えた学校施設が十分に活かされるよう、まずは放課後の子どもの居場所という視点で、教育施設としての安全・安心を確保しながら施設の活用範囲を広げていきます。そうした取組を多くの区民が気軽に学校施設を使える仕組みにつなげることで、生涯にわたり誰もが学べる場（「学びのプラットフォーム」）としての諸室の活用についても検討していきます。

取組項目	5(2023)年度末	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3 か年計
学校施設の有効活用【実】	学校施設の有効活用 モデル実施・検証	学校施設の有効活用 利用調整のシステム化 実施 1 校	学校施設の有効活用 利用調整のシステム化	学校施設の有効活用 利用調整のシステム化	学校施設の有効活用 利用調整のシステム化 実施 1 校
	拡大に向けた検討	拡大に向けた準備	拡大・実施	実施	拡大に向けた準備 拡大・実施
学校施設における子どもの居場所づくり	学校施設における子どもの居場所づくり 検討	学校施設における子どもの居場所づくり 検討	学校施設における子どもの居場所づくり 「(仮称)杉並区子どもの居場所づくり基本方針」に基づく、学校施設における子どもの居場所づくりの推進	学校施設における子どもの居場所づくり 「(仮称)杉並区子どもの居場所づくり基本方針」に基づく、学校施設における子どもの居場所づくりの推進	学校施設における子どもの居場所づくり 検討 「(仮称)杉並区子どもの居場所づくり基本方針」に基づく、学校施設における子どもの居場所づくりの推進
学校施設の諸室等の利用拡大【実】	諸室等の利用拡大 検討	諸室等の利用拡大 検討	諸室等の利用拡大 検討	諸室等の利用拡大 検討	諸室等の利用拡大 検討

修正後

7 学校施設の有効活用の推進（4－7）

区民が、生涯にわたり自分らしく、豊かに生きるためには、多様な交流・体験・学習活動やコミュニティ活動に触れる機会が大切です。そのために、身近な地域の公共財の一つである学校施設を、児童・生徒だけでなく、多くの地域住民の活動の場として活用していく必要があります。

このことから、学校施設の利用調整に公共施設予約システム「さざんかねっと」を導入し、学校を地域スポーツや文化活動の振興等に資する施設として有効活用を進めます。

また、全ての子どもにとって安全で安心して過ごせる多くの居場所が必要とされる中で、放課後の学校は子どもの居場所の一つとして重要な役割を果たすと考えられます。多様な学びのニーズに応えられる機能を備えた学校施設が十分に活かされるよう、まずは放課後の子どもの居場所という視点で、教育施設としての安全・安心を確保しながら施設の活用範囲を広げていきます。そうした取組を多くの区民が気軽に学校施設を使える仕組みにつなげることで、生涯にわたり誰もが学び合うことができる場（「学びのプラットフォーム」）としての諸室の活用についても検討していきます。

取組項目	5(2023)年度末	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3 か年計
学校施設の有効活用【実】	学校施設の有効活用 モデル実施・検証	学校施設の有効活用 利用調整のシステム化 実施 1 校	学校施設の有効活用 利用調整のシステム化	学校施設の有効活用 利用調整のシステム化	学校施設の有効活用 利用調整のシステム化 実施 1 校
	拡大に向けた検討	拡大に向けた準備	拡大・実施	実施	拡大に向けた準備 拡大・実施
学校施設における子どもの居場所づくり【実】	学校施設における子どもの居場所づくり 検討	学校施設における子どもの居場所づくり 検討	学校施設における子どもの居場所づくり <u>「杉並区子どもの居場所づくり基本方針」に基づく、学校施設における子どもの居場所づくりの推進</u> <u>日曜日・祝日の校庭開放実施</u>	学校施設における子どもの居場所づくり <u>「杉並区子どもの居場所づくり基本方針」に基づく、学校施設における子どもの居場所づくりの推進</u> <u>日曜日・祝日の校庭開放実施</u>	学校施設における子どもの居場所づくり 検討 <u>「杉並区子どもの居場所づくり基本方針」に基づく、学校施設における子どもの居場所づくりの推進</u> <u>日曜日・祝日の校庭開放実施</u>
学校施設の諸室等の利用拡大【実】	諸室等の利用拡大 検討	諸室等の利用拡大 検討	諸室等の利用拡大 検討	諸室等の利用拡大 検討	諸室等の利用拡大 検討

【令和 6 年度(2024 年度)修正の理由】

令和 7(2025)年 1 月の「杉並区子どもの居場所づくり基本方針」の策定、及び日曜日・祝日の校庭開放を継続して実施することとしたため修正する。

基本方針	4 区民の学びを広げる人づくり・仕組みづくりを進めます
------	-----------------------------

現 行					
11 学校徴収金の公会計化（4-11） 保護者の利便性の向上や、会計の透明性の確保および教職員の負担軽減を図るため、学校徴収金を杉並区の会計に組み入れる公会計化へ向けた検討を行います。令和 7(2025)年度の試行実施に向け、学校徴収金の公会計化対象の範囲を検討し、その内容に沿ったシステム開発の業者選定を行います。					
取組項目	5(2023)年度末	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3 か年計
学校徴収金の公会計化【経】	-	学校徴収金の公会計化 検討	学校徴収金の公会計化 検討・試行実施	学校徴収金の公会計化 実施	学校徴収金の公会計化 検討・試行実施・実施

修正後					
11 学校徴収金の公会計化（4-11） 保護者から徴収している学校徴収金について、保護者の利便性の向上や会計事務の透明性の確保等を図る観点から、公会計化に向けた検討を行い、学校給食費は、令和 7(2025)年度から公会計による運用を開始します。					
取組項目	5(2023)年度末	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3 か年計
学校徴収金の公会計化【経】	-	学校徴収金の公会計化 検討	学校徴収金の公会計化 学校給食費 実施 その他の学校 徴収金 検討	学校徴収金の公会計化 学校給食費 実施 その他の学校 徴収金 検討	学校徴収金の公会計化 検討 学校給食費 実施 その他の学校 徴収金 検討

【令和 6 年度(2024 年度)修正の理由】 課題を整理し、学校給食費の公会計化を先行して令和 7(2025)年度から実施し、その他の徴収金については、引き続き検討することとしたことに伴い、修正する。
